

吸収分割に係る事後開示書面

(会社法第 791 条第 1 項第 1 号、第 801 条第 3 項第 2 号及び
会社法施行規則第 189 条に基づく開示事項)

2024 年 4 月 1 日

(分割会社)

東京都江東区木場一丁目 5 番 1 号

株式会社フジクラ

代表取締役社長 岡田 直樹

(承継会社)

東京都千代田区丸の内三丁目 3 番 1 号

株式会社フジクラ・ダイヤケーブル

代表取締役社長 関川 茂夫

株式会社フジクラ（以下「分割会社」といいます。）及び株式会社フジクラ・ダイヤケーブル（以下「承継会社」といいます。）は、2024 年 2 月 21 日付で締結した吸収分割契約（以下「本吸収分割契約」といいます。）に基づき、2024 年 4 月 1 日を効力発生日として、分割会社の導体事業に関する権利義務を、承継会社に承継させる吸収分割（以下「本吸収分割」といいます。）を行いました。

本吸収分割に関し、会社法第 791 条第 1 項第 1 号、第 801 条第 3 項第 2 号及び会社法施行規則第 189 条により開示すべき事項は、以下の通りです。

1. 吸収分割が効力を生じた日（会社法施行規則第 189 条第 1 号）

2024 年 4 月 1 日

2. 分割会社における次に掲げる事項（会社法施行規則第 189 条第 2 号）

(1) 会社法第 784 条の 2 の規定による請求に係る手続の経過

本吸収分割は、会社法第 784 条の 2 但書に定める場合に該当するため、会社法第 784 条の 2 の規定による請求権は発生しません。

(2) 会社法第 785 条、第 787 条及び第 789 条の規定による手続の経過

① 株式買取請求

本吸収分割は、会社法第 785 条第 1 項第 2 号に定める場合に該当するため、会社法第 785 条の規定による手続は行っておりません。

② 新株予約権買取請求

本吸収分割に際して会社法第 787 条第 1 項第 2 号の要件を満たす新株予約権は存在し

ないため、会社法第 787 条の規定による手続は行っておりません。

③ 債権者の異議

分割会社は、2024 年 2 月 26 日付の官報及び電子公告において、同社の債権者に対し、会社法第 789 条第 2 項及び第 3 項に定める公告を行いました。異議申述期限までに同条第 1 項第 2 号の規定に基づき異議申述を行った債権者はおりませんでした。

3. 承継会社における次に掲げる事項（会社法施行規則第 189 条第 3 号）

(1) 会社法第 796 条の 2 の規定による請求に係る手続の経過

承継会社に対して、会社法第 796 条の 2 の規定に基づき本吸収分割の差止請求を行った株主はおりませんでした。

(2) 会社法第 797 条及び第 799 条の規定による手続の経過

① 株式買取請求

承継会社は、会社法第 797 条第 3 項の規定により、2024 年 2 月 26 日付で承継会社の株主に対し、本吸収分割を行う旨並びに分割会社の商号及び住所を通知いたしましたが、会社法第 797 条第 1 項の規定による株式の買取請求を行った承継会社の株主はおりませんでした。

② 債権者の異議

承継会社は、2024 年 2 月 26 日付の官報及び日刊工業新聞において、同社の債権者に対し、会社法第 799 条第 2 項及び第 3 項に定める公告を行いました。異議申述期限までに同条第 1 項第 2 号の規定に基づき異議申述を行った債権者はおりませんでした。

4. 吸収分割により承継会社が分割会社から承継した重要な権利義務に関する事項（会社法施行規則第 190 条第 4 号）

承継会社は分割会社より、2024 年 4 月 1 日をもって、分割会社が営む導体事業に関する権利義務を承継しました。

5. 会社法第 923 条の変更の登記をした日（会社法施行規則第 189 条第 5 号）

2024 年 4 月 4 日（予定）

6. その他吸収分割に関する重要な事項（会社法施行規則第 189 条第 6 号）

(1) 分割会社は、会社法第 784 条第 2 項の規定に基づき、本吸収分割に係る本吸収分割契約について同法第 783 条第 1 項に定める株主総会の決議による承認を得ずに本吸収分割を行いました。

(2) 承継会社は、会社法第 795 条第 1 項の規定により、2024 年 3 月 15 日の臨時株主総会の決議によって、本吸収分割契約の承認を得ております。

以上